

消費税率の引上げに伴う水道料金及び下水道使用料新旧比較表 (※赤字部分が変更箇所)

旧 … 消費税率8%での料金 新 … 消費税率10%での料金

《水道料金》 1ヶ月につき

用途別	新旧	水量	金額	消費税	合計
家事用	旧	5m ³ まで	700円	56円	756円
	新	5m ³ まで	700円	70円	770円
営業用	旧	20m ³ まで	2,800円	224円	3,024円
	新	20m ³ まで	2,800円	280円	3,080円
団体用	旧	15m ³ まで	2,100円	168円	2,268円
	新	15m ³ まで	2,100円	210円	2,310円

超過料金	新旧	金額		消費税	合計
	旧	1m ³ につき	140円	11.2円	151.2円
	新	1m ³ につき	140円	14.0円	154.0円

※超過料金の計算で1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てでの計算となります。

《メータ使用料》 1ヶ月につき ※1円未満の端数は切り捨て

メータ口径	新旧	金額	消費税	合計
13mm	旧	50円	4円	54円
	新	50円	5円	55円
25mm以下	旧	100円	8円	108円
	新	100円	10円	110円
40mm以下	旧	400円	32円	432円
	新	400円	40円	440円
50mm以下	旧	1,200円	96円	1,296円
	新	1,200円	120円	1,320円
75mm以下	旧	1,600円	128円	1,728円
	新	1,600円	160円	1,760円
100mm以下	旧	2,000円	160円	2,160円
	新	2,000円	200円	2,200円
100mm超	旧	3,000円	240円	3,240円
	新	3,000円	300円	3,300円

◆ 水道料金の算出例（家事用、メータ20mmで月に24m³使用した場合の水道料金）

【家事用の場合の基本水量】 5m³ 【超過水量】 24m³ - 5m³ = 19m³

	基本料金		超過料金		メータ使用料	
旧料金	756円	+	(19m ³ × 151.2円)	+	108円	= 3,736円
新料金	770円	+	(19m ³ × 154.0円)	+	110円	= 3,806円

《下水道使用料》 1ヶ月につき

	新旧	汚水量	金額	消費税	合計
基本料金	旧	10m ³ まで	1,000円	80円	1,080円
	新	10m ³ まで	1,000円	100円	1,100円

超過料金 (1m ³ につき)				
汚水量	新旧	金額	消費税	合計
11m ³ 以上30m ³ まで	旧	100円	8.0円	108.0円
	新	100円	10.0円	110.0円
31m ³ 以上50m ³ まで	旧	110円	8.8円	118.8円
	新	110円	11.0円	121.0円
51m ³ 以上100m ³ まで	旧	120円	9.6円	129.6円
	新	120円	12.0円	132.0円
101m ³ 以上	旧	130円	10.4円	140.4円
	新	130円	13.0円	143.0円

※超過料金の計算で1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てでの計算となります。

※汚水量の認定基準については、以下の通りとなります

- ① 町上水道のみを利用 ⇒ 『月ごとの上水道の使用水量』 が汚水量となります。
- ② 井戸水のみを利用 ⇒ 『9m³×世帯の人数』 が汚水量となります。
- ③ 町上水道と井戸水を併用して利用
⇒ 『4.5m³×世帯の人数+月ごとの上水道の使用水量』 が汚水量となります。

◎ 上下水道料金はいつから消費税10%の金額になるの？

⇒ 【令和元(2019)年10月1日以前から継続して上下水道を使用している場合】



※ 経過措置があり、10月1日以降最初の検針分までは消費税率8%で計算されます。

⇒ 【令和元(2019)年10月1日以降に新しく上下水道を使用する場合】



※ 10月1日以降に新規契約をした場合は、消費税率10%で料金を計算します。



〔お問合せ先〕

上三川町 上下水道課
 水道料金 上水道業務係
 ☎ 0285-56-9168
 下水道使用料 下水道業務係
 ☎ 0285-56-9167